



平成 24 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 三和ホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 高山 俊 隆
 コード番号 5929 東証 1 部
 問合せ先 常務執行役員総務部長 佐 塚 達 人
 (T E L 03 - 3346 - 3019)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 26 日開催予定の当社第 77 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社グループにおける事業の拡大に伴い、第 2 条（目的）にその事業目的を追加するものであります。
- (2) 株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会および取締役会の招集者および議長を、それぞれ「取締役会においてあらかじめ定めた取締役」に変更するため、第 16 条（株主総会の招集者）、第 17 条（株主総会の議長）、第 24 条（取締役会の招集）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式若しくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。	<現行どおり>
1. 各種シャッター、ドア、サッシ、雨戸、間仕切、建築金物、インテリア製品、エクステリア製品、什器、建具、装飾品、建物の空気調整装置、搬送用昇降機、清掃用機器、産業廃棄物のリサイクルに関する機器および装置の製造、施工、販売および輸出入。	1.
2. 住宅ならびにビル用建築材料の製造、加工、販売および輸出入。	～ <現行どおり>
3. 防災施設の製造、施工、販売および輸出入。	
4. 建築工事の設計、工事監理、請負および施工。	
5. 電気設備、防犯設備の製造、施工、販売および監理。	5.

現 行 定 款	変 更 案
<p>6. 建物の増改築、建替えおよび住宅リフォーム。 7. 介護用品および介護機器の製造、販売および輸出入。 8. 前各号の保守業務。 9. 前各号に関連する製品の防耐火、断熱性、気密性等各種試験の受託。 10. 建物および附属設備の管理、保守および清掃。 11. 総合警備保障業。 12. 総合リース業。 13. ホームセンターの経営。 14. 損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務。 15. コンピューターソフトウェア、情報システムの開発、販売ならびにコンピューターおよび関連機器の販売。 16. 不動産の売買、管理、賃貸借および仲介。 17. 有価証券の売買、保有および運用。 18. 金銭の貸付および債務保証。 19. 貨物運送取扱業。</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>20. 前各号に附帯関連する一切の事業。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集者) 第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、<u>代表取締役たる社長</u>がこれを招集する。 社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(株主総会の議長) 第 17 条 株主総会の議長は、<u>代表取締役たる社長</u>がこれに当る。 社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役会</p> <p>(取締役会の招集) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し議長となる。 取締役会長に欠員または事故あるときは<u>取締役社長</u>がこれに当り、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれに当る。</p>	<p>6.</p> <p style="text-align: center;">～ <現行どおり></p> <p>19.</p> <p>20. <u>発電および電気の供給・売買ならびに発電機器の製造、施工および販売。</u></p> <p>21. <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集者) 第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役会で定める取締役</u>がこれを招集する。 当該取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(株主総会の議長) 第 17 条 株主総会の議長は、<u>取締役会で定める取締役</u>がこれに当る。 当該取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役会</p> <p>(取締役会の招集) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会で定める取締役</u>がこれを招集し議長となる。 当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれに当る。</p>

現 行 定 款	変 更 案
② <条文省略> ③ <条文省略>	② <現行どおり> ③ <現行どおり>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年6月26日（火曜日）
定款変更の効力発生日 平成24年6月26日（火曜日）

以 上